

生産遅延・原材料高騰の状況を踏まえて注文書約款を変更・追加する

変更前

注文書第5条

納車日を予定した場合、乙の購入自動車が架装・製造工程上の都合および運送過程上の遅延、その他天災地変等により、予定日までに納車できないときには、甲は乙と協議し、納期を変更することができるものとします。

変更後

注文書第5条(変更)

納車日を予定した場合、部品・原材料の入手不能もしくは入手困難または架装・製造工程上の都合もしくは運送過程上の遅延等、予測ができず甲の責に帰することができない事情によって納車日の遵守が困難となった場合、甲は、乙に対し、納車日を変更するよう請求し、または注文書による契約を解除することができるものとします。

システム変更日

ネットプリント
Force注文書

8月22日夜にシステム変更を実施
8月23日印刷分より変更

通常注文書

9月初旬に印刷用紙変更完了予定
現在SCに配布している注文書が無くなり次第、
順次切り替えを実施する

注文書第8条(自動車代金等の増額) 追加

第5条に規定する事情または法令の制定もしくは改廃、物価等の経済事情の激変等が発生し、自動車代金等が明らかに適当でなくなった場合、甲は納期の変更に加えて、自動車代金等の増額を乙に対して請求することができるものとします。

